

農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します

☎ 農業委員会事務局 ☎ 77-3920

農業委員会の委員である「農業委員」および「農地利用最適化推進委員」の任期が、令和4年3月31日をもって満了となることから、新たに選出されるそれぞれの委員の候補者を募集します。

■募集方法 推薦または応募

■要件

【農業委員】

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人

●任期 令和4年4月1日～令和7年3月31日

●定数 13名

●報酬(月額) 会長36,700円、委員30,400円

●加算額(年額) 毎月の活動および成果の実績に応じて支給(過去の支給実績: 1人当たり約3万円支給)

【農地利用最適化推進委員】

農業委員会が定める担当地区農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人

●任期 令和4年4月1日～令和7年3月31日

●定数 7名

●報酬(月額) 30,400円

●加算額(年額) 毎月の活動および成果の実績に応じて支給(過去の支給実績: 1人当たり約3万円支給)

■委員になれない人

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・固定資産評価員、固定資産評価審査委員会委員
- ・人事委員会委員または公平委員会委員
- ・教育委員

■推薦および応募方法

所定の推薦・応募用紙(用紙は農業委員会事務局および町ホームページにあります)

■受付期間 11月1日(月)～30日(火)

※役場の閉庁日は除きます。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分

■受付場所 役場南庁舎1階 農業委員会事務局

■選考方法

【農業委員】

受付期間中と終了後に推薦および募集状況を公表し、候補者評価委員会において候補者の評価を行い、議会の同意を得て町長が任命します。

【農地利用最適化推進委員】

受付期間中と終了後に推薦および募集状況を公表し、候補者評価委員会において候補者の評価を行い、農業委員会が委嘱します。

■その他

- ・農業委員は、原則として過半数が認定農業者であること、また、委員会業務に利害関係のない人が含まれることが必要となります。
- ・農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は非常勤の特別職で、業務には守秘義務が伴います。



▲定例総会において慎重審議する様子

